令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:九度山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.4 %
全職員	58.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

MANAGES.	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	非公表
本庁課長補佐相当職	99. 2 %
本庁係長相当職	89.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	90.6 %
31~35年	93.1 %
26~30年	91.9 %
21~25年	110.8 %
16~20年	87. 5 %
11~15年	106.6 %
6~10年	84. 5 %
1~5年	82. 5 %

【説明欄】

- ・2(1)「本庁部長局・次長相当職」は該当する職員がいないため、「-」と表示しています。
- ・2(1)「本庁課長相当職」は女性職員が1名であるため、非公表としています。
- ・全職員の男女比は7:3であるところ、近年の女性の新規採用を増やした結果、勤続年数15年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。